

令和 5 年 3 月 15 日

令和 4 年度 県 議 会  
第391回通常会議提出追加議案(1)説明資料

栃 木 県

令和4年度県議会 第391回通常会議提出追加議案（1）説明資料目次

○ 条例案・事件議案の概要 ..... 3

条例案・事件議案の概要

議案名	概要	主管課	議案頁
<p>追第1号議案 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園は感染症等の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこととすること等のため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）の全部を改正するものである。</p>	保健福祉部 こども政策課	3
<p>追第2号議案 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い、認定こども園において通園等のために自動車を運行する場合、子どもの乗降車の際に子どもの所在を確認することを義務付けること等のため、所要の改正をするものである。</p>		5
<p>追第3号議案 権利の放棄について</p>	<p>次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放棄する権利 栃木県交通災害共済見舞金返還金に係る債権</li> <li>2 放棄する金額 1,068,000円</li> <li>3 債務者の住所及び氏名</li> <li>4 権利放棄の理由 債務者の死亡等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。</li> </ol>	県民生活部 くらし安全安心課	8
<p>追第4号議案 あっせんの申立てに係る和解について</p>	<p>原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てた東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償の請求について和解するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相手方の住所及び氏名 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役 小早川 智明</li> <li>2 主な和解内容</li> </ol>	県民生活部 危機管理課	9

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
	<p>(1) 相手方は、栃木県に対し、損害賠償金（令和5年1月24日付けで原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解契約書（全部）（案）に記載の損害項目に限る。以下同じ。）として金9,990,000円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、栃木県に対し、(1)の損害賠償金を本和解に係る契約書原本受領日の翌日から14日以内に支払う。</p> <p>(3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、栃木県が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。</p> <p>(4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、栃木県は相手方に対して別途請求しない。</p> <p>(5) 和解の費用は、各自の負担とする。</p>	<p>県 民 生 活 部 危 機 管 理 課</p>	<p>9</p>